

平成26年度

第1回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

「子ども・子育て支援新制度」の全体概要

平成26年6月10日



宇都宮市

子ども部 子ども未来課・保育課

教育委員会事務局 生涯学習課

新制度導入までの経過と子ども・子育て関連3法

1 子ども・子育て世帯を取り巻く主な課題

- ① 急速な少子化の進行
- ② 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- ③ 子育ての孤立感と負担感の増加
- ④ 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- ⑤ 深刻な待機児童問題
- ⑥ 放課後児童クラブの不足「小1の壁」等

課題解決への取組み

2 課題への取組方針

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
(認定こども園(幼保連携型)の設置, 手続きの簡素化)
- ② 地域の子ども・子育て支援の充実
(利用者支援など地域における子育て支援ニーズに対応)
- ③ 保育の量的拡大・確保, 教育・保育の質的改善
(待機児童解消を計画的に進め, 国が財政支援)

子ども・子育て関連3法 成立

(1) 子ども・子育て支援法

- ① 子ども・子育て支援給付(児童手当, 施設型給付, 地域型保育給付)
- ② 子ども・子育て支援事業計画策定(保育需要に対する確保策)
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の充実(利用者支援, 地域子育て支援拠点などの事業の充実)
- ④ 子ども・子育て会議の設置

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 (認定こども園法)

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
- ② 幼保連携型認定こども園の認可等

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- ① 児童福祉法の一部改正(児童福祉法第24条, 保育所の認可制度, 放課後児童健全育成事業の改正等)
- ② 内閣府設置法の一部改正

新制度の主な内容

1 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

- ・ 5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。
- ・ 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- ・ 任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

2 子ども・子育て支援給付(施設型給付・地域型保育給付)、地域子ども・子育て支援事業の創設

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p><施設型保育給付></p> <p>「施設型給付」</p> <p>① 保育所</p> <p>② 認定こども園</p> <p>③ 幼稚園</p> <p><地域型保育給付></p> <p>「地域型保育事業」</p> <p>① 小規模保育(利用定員6人以上19人以下)</p> <p>② 家庭的保育(利用定員5人以下)</p> <p>③ 居宅訪問型保育</p> <p>④ 事業所内保育(主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)</p> <p><児童手当></p>	<p>① 利用者支援</p> <p>② 地域子育て支援拠点事業</p> <p>③ 一時預かり</p> <p>④ 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</p> <p>⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター)</p> <p>⑦ 子育て短期支援事業</p> <p>⑧ 延長保育事業</p> <p>⑨ 病児保育事業</p> <p>⑩ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>⑪ 妊婦健康診査</p> <p>⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>⑬ 多様な主体の参入促進事業</p>

3 施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認

- ・ 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し給付する。
- ・ 給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し給付費（委託費）を支払う。

4 保育の必要性の認定と利用調整

ア 保育の必要性の認定

- ・ 保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み

【認定区分】

- ・ 1号認定者：保育を必要としない3歳以上児
- ・ 2号認定者：保育を必要とする3歳以上児
- ・ 3号認定者：保育を必要とする3歳未満児

【認定基準】

- ① 「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ② 「区分」：標準時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
- ③ 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

イ 利用調整

- ・ 当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行う。
- ・ 「事由」×「区分」×「優先利用」＝「優先順位」付け → 利用調整、あっせん

全体のスケジュールについて

国の検討状況

平成25年 4月	・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表等で構成される「子ども・子育て会議」を設置
5月	・ 「子ども・子育て会議基準検討部会」を設置 ⇒ 幼保連携型認定こども園の認可基準など各種基準及び給付費の額の算定基準等について検討 (平成26年3月末現在、計18回開催)
平成26年 4月	・ 子ども・子育て会議検討結果を踏まえ、各種基準（案）のパブリックコメントの実施 (4月9日～4月22日) ⇒ 4月30日府省令公布（一部未公布）

市の検討状況と今後のスケジュール

平成25年 8月	・ 「宇都宮市子ども・子育て会議」の設置（これまで2回開催）
10月	・ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」）の実施
平成26年 7月～	・ 保育所事業者に対する「認定こども園への移行」の意向確認、幼稚園事業者に対する「新制度への移行」の意向確認及び施設確認申請受付開始
9月	・ 新制度の市民周知 ・ 幼保連携型認定こども園の認可基準、放課後児童健全育成事業の設備運営基準等の条例案議会付議 ・ 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」（素案）の作成、国への提出、パブリックコメントの実施
10月～	・ 保育の必要性の認定（支給認定）申請 ・ 新年度入所申込受付開始
12月	・ 保育費徴収規則、入所選考基準等の改正
平成27年 2月	・ 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定

平成26年度 「子ども・子育て新制度」に係る子ども・子育て会議スケジュール（予定）

開催月	本会	部会(必要に応じて複数回開催)
平成26年 6月		<ul style="list-style-type: none"> ・各種基準に係る条例の制定等について ・「区域の設定」等について
7月	第1回 •各種基準に係る条例の制定等について •「区域の設定」等について 第2回 •「確保方策の考え方」等について	<ul style="list-style-type: none"> •「確保方策の考え方」等について
8月	第3回 •各種基準に係る条例のパブリックコメント結果について	<ul style="list-style-type: none"> •各種基準に係る条例のパブリックコメント結果について •計画の素案について •保育の実施選考基準について
9月	第4回 •計画の素案について •保育の実施選考基準について	
10月	第5回 •保育料徴収規則の改定について	<ul style="list-style-type: none"> •保育料徴収規則の改定について
11月	第6回 •計画のパブリックコメント結果について	<ul style="list-style-type: none"> •計画のパブリックコメント結果について